

# 琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795</a>

沖繩援助に関する困難性

極秘

沖縄援助問題に関する困難性  
について

昭和39. 6. 9  
アメリカ局北米課  
南方班

1. 日本政府の沖縄に対する経済、技術援助は、昭和32年6月岸総理訪米以降の日米両国政府の話し合いにより開始され、その援助額及び援助方式は多岐化し、現在に至っているが、当初本援助問題に関する日米協議において、米側の基本的見解として、

- (1) 日本政府の沖縄援助は、米側よりの援助協力の要請に基づいてこれを行なうこと。
- (2) その援助は、米国の施政権に抵触せざる範囲のものであること。

の要件を提示し、日本側はこれに同意した。

よつて、日本政府が沖縄住民の要望に基づき援助を行なわんとするときは、前記米側方針に従つて日本政府は、琉球政府と直接協議することなく、すべて外交ルートを通じて話し合い、琉球列島米国高等弁務官の同意をうることが先決であり、また日本側援助構想の提案についても、

わが方において米国の施政権との関連を考慮し、十分検討を行なう必要があつた。

しかるに、上記米側の基本的見解(1)を無視して、日琉両政府機関が直接協議して援助を行ない、また行なわんとして米側を強く刺戟した事例として、

- (イ) 総理府を通じての水産庁の「日本遠洋まぐろ漁船の沖縄への導入援助問題」(米側は現在のところ黙認)。
  - (ロ) 総理府を通じての厚生省の「沖縄に対するソ連製ワクチン贈与問題」(米側拒否)。
  - (ハ) 沖縄遺族代表のソ連地区への墓参問題(米側拒否)。
  - (ニ) 那覇市職員 of 東京都庁における研修計画(不明)。
- 等がある。

また、日本側援助提案の構想に関し、上記米側見解(2)の施政権に抵触するものとして、わが方の援助構想を米側が拒否した事例は、日琉両政府機関ですでに取極られた、

- (イ) 「南大東島の高層気象観測に関する覚書」
- (ロ) 「沖縄模範農場設置に関する覚書」
- (ハ) 「本土—沖縄間マイクロ回線施設の譲与に関する覚書」

の日本側当初案に関し、関係省庁の構想は、政府が直接必要経費を支出して各施設を設置して、沖縄住民に対し援助を行なわんとするものであつて、その構想を対米折衝方要請越したので、当省はこれに問題ありとして国内調整に努めたが、本件申入れの結果、米側はわが方の当初案をことごとく拒否したので、あらためて関係省庁と協議を行ない、これら援助に関する取極は、高層気象観測器材の一部（貸与形式）を除き、すべての施設及び器材は琉球側に譲与され、琉球側がこれを運営管理することとなつた。

また日本政府が昭和36年以降毎年度実施している「沖縄生徒に対する育英資金贈与」援助に関しても、文部省の当初案は、日本育英会をして同資金を琉球育英会に贈与せしめんとするものであつた。上記提案に対し米側回答として、

同資金は日本政府より直接琉球政府に贈与されること、及び琉球政府は同資金を受領次第琉球育英会に引渡し、同育英会がこれを運用することを提案越した。

上記米側提案は、日本育英会が琉球育英会に対し行政指導を行なうことを封ずる意図よりいであつたものと察知されたが、わが方は米側対案に同意した。

なお、一般の技術援助についても、本土より派遣される技術専門家はすべて琉球政府所管部長の指揮監督の下で業務活動を行なうこととなつている。

2. 日本政府の沖縄援助は、わが方の予算及び法令の定める範囲において、各会計年度毎に個々の事業に対して行なうものであるが、昭和37年度以降、日本側援助の大半は琉球政府に対し援助金を供与する方式をとつている。日本が沖縄に対して施政権を持たない現状においては、財政、会計等に関する日本法規を沖縄に適用することはできない。従つて援助金は都道府県に

対する補助金と異なり、贈与的性質を持つものと解すべきである。しかしながら、わが方としては、日本法の適用は困難であるとしても、日本政府の援助の執行については、その援助金が供与の目的に従つて適正に使用され、かつ、援助の効果を確実することが望ましいので、昭和37年は「日本政府の沖縄に対する援助金に関する覚書」の日米折衝に際し、総理府特選局は国会対策上の見地から、援助金の供与の要件についてできうる限り一般の補助金と同様にとり扱い、「補助金の適正化法」に定める各条項の準用を強く主張した。米側は、同覚書において援助事業計画に対し、日本政府の事前同意をうる旨の規定に同意したが、同覚書の実施に必要な細目協議において、総理府特選局は琉球側に対し、同計画書に事業の明細書、設計書等を添付することを強く主張したので、米側は同覚書条項に背馳した問題であるとして、これを拒否した。

また同覚書中の「財産処分の制限」に関し、総理府は、援助金によつて取得した器材、施設

については、本来の目的以外に使用されないものとし、日本政府との事前協議が整つた上でなければ何かに譲与、貸付、交換、または担保に供してはならない旨の規定を主張した。

なお、本条項に関し、「マイクロ回線施設譲与に関する覚書」の日米折衝においても、総理府特選局は同条項の規定を強く主張した。

上記提案に対し、高等弁務官は、かかる規定は米国の沖縄施政権に抵触する問題であるとして、その削除を要求したに止まらず、前者の覚書においては、援助金によつて取得した器材、施設はその所有権が琉球政府に帰属する旨、後者の覚書については、非常事態が発生した場合、米側は電気通信施設を使用することができる旨の規定を対案越した。ために当省は、本問題の国内調整にひまどり、両覚書案の締結をみるまでには相当の苦勞を余儀なくされた。

また「沖縄模範農場の設置に関する覚書」の実施細目協議においても、同様に国内調整に困難な問題があつた。

なお、わが方において目下検討中の日本政府  
の「沖縄援助協力に関する交換公文」の取極  
(案)に関し、今回特に米側が同案に第4項の  
規定を設けたことは、前記1及び2において述  
べた従来の日米折衝で問題点となつた事項につ  
いて、この種問題の再燃を封ずる意図をもつて、  
米側の基本的原則を明確に打出し、日本政府が  
この原則を確認、同意することを要請越した提  
案内容を考えざるをえない。